

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項		資産の種類	特例割合	添付書類
法第349条の3	第3項	政令で定める法人が取得した農林漁業者または中小企業者の共同利用設備（取得価額の制限あり）	1/2 の課税	補助または借入申請書及び決定通知書の写
	第5項	内航船舶（遊覧船・快遊船・遊漁船・競争用モーターボートは含まない）	1/2 の課税	船舶検査証書の写
	第27項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	注1 1/3 の課税	保育事業等認可決定通知書の写
	第28項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	注1 1/3 の課税	
	第29項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	注1 1/3 の課税	
法附則第15条	第2項第1号	公共の危害防止施設 「水質汚濁防止法」に規定する汚水または廃液の処理施設	注1 1/2 の課税	特定施設設置届出書の写、処理過程図
	第2項第5号	「下水道法」に規定する公共下水道の利用者が設置した除害施設	注1 4/5 の課税	処理施設設置届出書の写、処理過程図
	第25項第1号イ	太陽光発電設備（発電出力1,000kW未満） ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない設備	注1 2/3 の課税	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことがわかる書類の写
	第25項第3号イ	太陽光発電設備（発電出力1,000kW以上） ※再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けていない設備	注1 3/4 の課税	
	第25項第1号ロ	風力発電設備（発電出力20kW以上）	注1 2/3 の課税	再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写
	第25項第3号ロ	風力発電設備（発電出力20kW未満）	注1 3/4 の課税	
	第25項第1号ニ	バイオマス発電設備（発電出力10,000kW以上20,000kW未満）	注1 2/3 の課税	
	第25項第4号ハ	バイオマス発電設備（発電出力10,000kW未満）	注1 1/2 の課税	
	第36項	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得し、かつ認定就農者の利用に供する一定の構築物、機械装置、器具備品等	2/3 の課税	当該資産を認定就農者の利用に供することがわかる書類の写
	第44項	中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備（令和5年4月1日～令和7年3月31日までに取得）	注3 賃上げ表明あり：1/3の課税 表明なし：1/2の課税	注2 導入計画の認定書の写し等

* この表は一部を抜粋したもので、その他のもの及び非課税対象となる償却資産については償却資産担当までお問い合わせください。

* これらの施設および設備は、政令・総務省令により範囲が制限されていますので、注意してください。

* 税制改正により、特例資産、適用期間、特例率等が変更になることもあります。

注1：『わがまち特例』により田原市市税条例で特例割合を定めています。

注2：添付書類については、別途お問合せください。また、リース会社が申告する場合は、「固定資産税軽減計算書」及び「リース契約書」の写しの添付も必要です。

注3：導入計画新規申請時に賃上げ表明を位置付け、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類が必要です。